ザ・スコッチモルトウイスキー・ソサエティ日本支部会員規約

第 1 条（会員規約）

1．この会員規約（以下「本規約」という）は、ザ・スコッチモルトウイスキー・ソサエティ株式会社（以下「当社」という）が運営するザ・スコッチモルトウイスキー・ソサエティ日本支部（以下「当会」という）への入会申込および本サービスの利用に関する一切の場合について適用するものとし、入会を申込んだ時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

2．本規約について変更、追加、修正、削除等（以下「変更等」といいます）の必要が生じた場合、当社は変更等を行う前の本規約の目的に反しない範囲において、合理的かつ相当な本規約の変更等を会員の承諾なしに行うことがあります。

第 2 条（会員の定義）

会員とは、本規約を承諾の上入会を申請したもので、当社が承認した方とします。

第 3 条（入会資格）

満 20 歳以上で、当社が会員となることを承認した方とします。

当会の会員について、満 20 歳未満であることが判明した場合、その他当社が会員としての条件を満たさないと判断した場合は、入会を無効とし、会員資格を取り消します。この場合、入会金及び年会費は返金致しません。

すでにメンバーカードを受領していれば、当該メンバーカードは会員において責任をもって廃棄処分してください。

第 4 条（新規入会手続・入会金および初年会費）

1．当会に入会するには、当会所定の入会申し込み手続が必要です。

2．当会への入会申込者は、入会金及び初年会費を支払うものとします。(クレジットカード、振込、代金引換の当会所定の方法から会員が指定した方法によります)。

3．入会金は 12,000 円(税込)、初年会費は 8,000 円(税込)とします。振込手数料等、送金に係る費用は入会申込者の負担とします。

4．入会金及び初年会費の入金を確認後、当社において会員登録の手続を行い、メンバーカードを発行し、入会申込者に送付します。

5．初年度の会員資格は、入会金及び初年会費のお支払い日の翌年の更新期限まで継続します。なお、更新期限は、第 5 条のとおりです。

6．入会金、初年会費の金額は変更となる場合があります。

第 5 条（更新期限及び更新手続・年会費）

会員資格の更新期限は以下の通りとします。

- 1 月 1 日から 3 月末日までに入会された方は翌年 3 月末日
- 4 月 1 日から 6 月末日までに入会された方は翌年 6 月末日
- 7 月 1 日から 9 月末日までに入会された方は翌年 9 月末日
- 10 月 1 日から 12 月末日までに入会された方は翌年 12 月末日

1.次年度の会員資格の更新を希望される場合には､更新期限月の前月の1日から更新を受け付けます。オンラインショップからお手続きの上次年度の年会費をお支払いください。この手続により、会員資格が更新期限から1年間更新されます。(次々年度以降も同様とします)
2．更新期限の末日までに次年度の年会費のお支払いがない場合当該会員の退会処理を行います。
3．会員本人による住所変更の届け出がなく、各種通知が不達となった場合、当社は会員への事前通知を完了したものとし、本項の退会処理を適用します。
4．更新期限内に更新手続きを行わず、更新期限終了から1年未満で、当該会員が復会を希望する場合には、第6条に従って再入会手続を行うことができます。

第6条（再入会）
会員が更新期限内に更新手続きを行わず、更新期限終了から1年未満で復会を希望する場合には再入会手続きを行うことができます。
1．再入会手数料2,000円(税込)と1年分の年会費8,000円(税込)をご負担いただきます。
2．会員番号は新たな番号となり、メンバーカードを再発行します。
3．退会前に取得したオンラインショップポイントの持ち越しはできません。
但し、本項の再入会手続きは会員資格の終了から1年未満の会員のみを対象とします。更新期限より1年以上経過している場合は、本項の入会手続によることはできず、第4条による新規入会手続が必要です。

第7条（退会）
会員は、当社に退会の意思を表明し退会することができます。この場合、入会金及び年会費は返金致しません。また、メンバーカードは、会員において責任をもって廃棄処分してください。

第8条（転籍）
他国の支部からの転籍は認めておりません。日本以外の支部に在籍していた方が日本支部への入会を希望する場合は、第4条に定める（新規入会手続）が必要です。
ただし、日本支部以外の会員の場合第11条に定める（会員特典）の2.3.に関しては適用します。
転勤などにより本邦を離れ、日本支部を退会する場合、入会金及び年会費は返金致しません。

第9条（名義変更）
会員の名義変更や会員資格の譲渡はできません。

第10条（メンバーカードの再発行）
紛失等によりメンバーカードを再発行する場合には手数料1,000円(税込)をご負担いただきます。
カードの種類は1種類となり、デザイン変更される場合があります。

第11条（会員特典）

1．ソサエティボトルを購入することができます。（会員以外は購入不可。）
2．関連施設で下記のとおり優待が受けられます。
・パークホテル東京　ザ ソサエティ：優待料金、カバーチャージ無料など
・パークホテル東京：優待料金での宿泊
・エディンバラ 3 ケ所、ロンドン 2 ケ所の施設の利用
＊関連施設は 2017 年 12 月現在のものです。
＊メンバーカード不携帯の場合はサービスを利用できません。
3．サンプリング会への優待料金での参加
4．オンラインショップポイントシステムに関しては「ポイントシステム利用規約」をご参照下さい。

第 12 条（禁止事項）
会員が、下記の行為を行うことを禁止します。
1．会員特典、メンバーカードの貸借・譲渡
2．非会員のための購入代行（転売行為）
3．退会後のメンバーカードの使用
4．転送サービス会社等、実体を伴わない住所への配送
5．その他本会が不適当と認める一切の行為

第 13 条（会員資格の喪失）
当社は、会員が下記に該当する場合には、いつでも、当該会員の会員資格を終了させることができるものとします。
1．会員登録内容の虚偽申告があったことが判明した場合
2．会員の責に帰すべき事由により連絡先が当社に不明となった場合
3．年会費の未納が発生した場合
4．禁止事項に反する行為があった場合
5．不正な行為があった場合
6．迷惑行為があった場合
7．その他当社が会員としてふさわしくないと判断した場合
この場合、入会金及び年会費は返金致しません。また、メンバーカードは、会員において責任をもって廃棄処分してください。

第 14 条（お支払）
1．銀行振込の際の手数料はお客様負担とさせていただきます。
2．お客様とクレジットカード会社の間において、支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（配送）
1．転送サービス会社等の実体を伴わない住所への配送は行っておりません。

2．配送時の事故（破損、紛失等）について、代替商品を用意できない場合があります。この場合、対象商品の注文をキャンセルとし返金での対応となり、それ以上の補償はできません。

第 16 条（返品）

商品の不良、破損、注文と違うものが届いた場合を除き、返品はお受けいたしません。
上記いずれかの状態にて商品を受け取られた場合は、到着後 3 営業日以内にご連絡ください。
返品に係る送料は弊社にて負担いたします。
代替商品をご用意できない場合は、返金での対応となり、それ以上の補償はできません。
なお、以下の点にご留意下さい。
・開栓時のコルクの破損に関しては責任を負いかねます。
・開栓後の商品の返品はお受けできません。
・商品到着後の保管状態の影響による変質・破損・汚損に帰する返品はお受けできません。

第 17 条（クレジットカード情報に関する規約）

1．当社でのクレジットカード利用は、オンラインショップでの取引は株式会社 Robot Payment に決済代行を委託しています。
2．登録したクレジットカード情報は当社で厳重に管理し、会員が承諾したソサエティ以外の取引には一切使用されません。
3．決済金額の再計算、修正、取消などクレジットカードの取引金額の訂正が必要な場合、当社は会員の承諾の下、当社がクレジットカード決済代行を依頼する株式会社 RobotPayment を通して取引金額の訂正・取消を行うことができます。
4．クレジットカード利用時、代金の請求日、支払方法、利用限度額は会員のクレジットカード会社との契約によることとし、当社はこれに一切関与しません。また、クレジットカードによる決済ができないため取引が成立しない場合は、当社は注文を取り消すことができます。

第 18 条（個人情報に関する規約）

登録した個人情報は当社から連絡、商品・通信物等の送付などに利用されます。
また、会員向けサービスを行う業務及び運営を、守秘義務契約を結んだ委託先へ業務委託する場合があります。

第 19 条（サービスの終了）

英国のザ・スコッチモルトウイスキー・ソサエティ本部、もしくは当社が合理的かつやむを得ない理由のため支部の運営を終了する際は、会員サービスを終了できるものとします。

第 20 条（合意管轄）

1．本規約は日本国法に基づき解釈されるものとします。
2．本規約に定めのない事項または本規約に対して疑義が生じた場合、当社と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

3．本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

© The Scotch Malt Whisky Society

〈改訂履歴〉

2018 年 1 月 1 日改訂